

要 望 書

熊本県八代地域い産業を守る対策について

- いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業の継続について
- 専用機械維持のための支援について
- 産地維持のための取組等について



【R7.1.7 豊表見分け方研修 於 農林水産省三番町共用会議所】

令和7年7月
熊本県八代市
熊本県氷川町
八代地域農業協同組合

熊本県八代地域い産業を守る対策に関する 要望書

熊本県八代地域の農業関連事業につきましては、かねてより特段のご理解とご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、畳表の原料となるいぐさは、約 520 年の栽培の歴史を有し、当地域の基幹作物の一つであり、その作付面積は全国の 9 割以上を占め、日本一の産地として、日本の畳文化を支えております。

しかしながら、高齢化等による担い手不足、畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合等により、生産者数、作付面積ともに減少しております。

また、大半の専用機械が生産中止となっていることや、燃油や肥料、畳表に加工する際に使用する経糸等の生産資材も近年、価格が上昇し、生産経費が増加していることなどにより、畳表の生産継続を断念する生産者も出てきており、産地の存続が危ぶまれる状況となっております。

現在、当地域といたしましても、い産業全体の再生に向け、関係機関のご理解とご協力のもと、優良品種の栽培面積拡大や、消費者が産地や生産者の確認を行うことのできる熊本県統一産地表示（QR コード付タグ）の普及、地理的表示保護制度の活用など、高付加価値化による国産いぐさ畳表の需要拡大に積極的に取り組んでいるところです。

また、今年度、生産資材高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、価格が上昇している経糸への一部支援を実施することとしております。しかしながら、依然として産地存続のための課題は山積している状況であり、今後も引き続き、生産者等への支援が必要な状況です。

つきましては、このような事情をご賢察の上、国内産地の維持と生産者の安定経営のため、次の事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業の継続について

現行の経営所得安定化対策事業について、令和8年6月に期限が切れる予定であります。本事業は、いぐさ・畳表生産者の経営の安定を図るために必要な事業であることから、期限を延長し、実施していただきますようお願いいたします。

また、燃油や肥料をはじめとする生産資材の価格上昇により生産コストが上昇し、経営を圧迫していることから、再生産ができるように、助成基準価格の見直しを行っていただきますよう併せてお願いいたします。

2. 専用機械維持のための支援について

現在、ほとんどのいぐさ専用機械の製造が中止されており、専用機械がなくなるといぐさ生産の継続が困難になることから、専用機械の再生産及びその部品等の確保のため、メーカー等への情報収集や働きかけへの協力をお願いいたします。

併せて、専用機械の導入や施設整備に係る支援策の存続をお願いいたします。

3. 産地維持のための取組等について

産地維持ため、以下の取組等について、引き続き対応していただきますようお願いいたします。

- ① 育成者権の保護や秩序ある貿易のための日中農産物貿易協議会の継続
- ② 国産いぐさ畳表の需要拡大のため、農水省及び他省庁所管の公共施設等での和室設置の推進や国産いぐさ畳表の指定など積極的な使用及びその働きかけ
- ③ い業振興のため、熊本県において「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」を制定されたことから、国による、生産振興や経営安定、需要拡大などに向けた法律の整備

令和7年7月

八代市長

中村博生

氷川町長

藤本一臣

八代地域農業協同組合

代表理事組合長

山住昭二